

最終更新日：2017年9月22日

## 1. 応募資格等について

【問1-1】 日本側チームの大学側代表者と企業側代表者が同一人物という形で応募することは可能か。

(回答) 応募することはできません。

【問1-2】 代理店的な事業を行う企業も、日本側チームの企業側代表機関として認められるか。

(回答) 日本側チームの企業側代表機関としては、商品やサービスの開発に関する能力を持ち、それを市場に導入することができる企業であることを想定しています。

【問1-3】 ドイツ側チームの企業側代表機関の関連会社が日本側チームの企業側代表機関となることは可能か。

(回答) 可能です。なお、日本側チームの企業は日本の法人格を有している必要があります。

【問1-4】 日本側チームの大学側代表機関、企業側代表機関の他に、委託研究費を受け取らない研究機関が日本側チームに参加することは可能か。

(回答) 可能です。なお、研究チーム内で締結する国際共同研究契約には参画する必要があります。

## 2. 審査について

【問2-1】 審査は日本側・ドイツ側で独立して行われるのか。

(回答) 日本側、ドイツ側でそれぞれ審査を行った後、日独合同協議を実施して両者合意の上で採択課題を決定します。

【問2-2】 (問2-1について) 日独合同協議は点数のみで行うのか。

(回答) 評価点に基づき総合的に判断します。

【問2-3】 ドイツ側が評価する提案と日本側が評価する提案は同一のものか。また、ドイツ側の評価項目と日本側の評価項目は共通か。

(回答) 同一の提案書を元に、共通の評価項目で評価します。

## 3. 委託研究費について

【問3-1】 日本側チームがドイツ側研究機関の設備・備品を借りて研究開発を行うことは可能か。

(回答) 可能です。

【問3-2】 留学などで日本側研究者がドイツ側研究機関で研究を行うときに消耗品を必要とする場合、ドイツ側研究機関がドイツ側研究費で購入すべきか、あるいは、日本側チームの研究機関が JST 委託研究費で購入してドイツ側研究機関に持ち込むべきか。

(回答) どちらも可能です。

【問3-3】 ドイツ側チームの企業の製品等を、日本側チームの研究機関が JST の委託研究費で購入することは可能か。

(回答) 原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいです。利益排除の方法については、事務処理説明書(以下 URL)の p20-21 の「⑦ 100%子会社等または自社から調達を行う場合の利益排除について」の内容を準用します。

([http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h29c/keiyaku\\_h29\\_manual\\_c.pdf](http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h29c/keiyaku_h29_manual_c.pdf))

【問3-4】 消耗品費として計画した委託研究費を旅費に流用することは可能か。

(回答) 流用額が当該年度の直接経費総額の50%または500万円のどちらか大きい方の額を超えない限り、JSTの事前確認なしで流用することが可能です。但し、研究計画の大幅な変更を伴う場合にはJSTの事前確認を要します。上記額を超える費目流用であってもJSTの事前確認の上、研究実施上必要と認めた場合には流用が可能です。なお、計画時点で予算計画を可能な限り精査いただきますようお願いします。

#### 4. 知財・共同研究契約について

【問4-1】 本研究の研究成果に係る知的財産権の取り扱いは日独関係四者で決めればよく、JSTは関わらないのか。

(回答) 知的財産権の取り扱いは日独研究チームの国際共同研究契約において定めて頂きます。JSTは 国際共同研究契約には参加しません。

【問4-2】 国際共同研究契約の草案は JST が確認するのか。

(回答) JSTで草案そのものは確認しません。共同研究契約はJSTが別途チェックリストで定める内容を満たす必要があります。チェックリストは締結前にJSTにご提出いただくことをお願いしております。

【問4-3】 日本側チームまたはドイツ側チームで得られた知的財産権について、JST が譲り受けることがあるか。

(回答) JSTは、日本側チームで発生した知的財産権については、原則として、委託研究契約書に定める事項が遵守されることを前提に日本側研究機関から譲り受けないものとします。また、ドイツ側チームで発生した知的財産権は譲り受ける対象とはなりません。

## 5. その他のご質問

【問5-1】 LoI (Letter of Intent) の締め切りはいつまでか。

(回答) LoIの締め切りは提案書の締め切りと同時です。

【問5-2】 LoI (Letter of Intent) は原本の提出が必要か。

(回答) LoIは提案書とあわせてPDFでe-radを通してご提出下さい。原本提出の必要はありません。

【問5-3】 日本側研究者がドイツ側チームの研究機関を訪問し現地で研究することが求められるか。

(回答) 必須とはしておりませんが、人的交流は推奨されます。研究目的・全体計画に合わせて適切に計画して下さい。

【問5－4】中間評価、事後評価は日独それぞれ行うのか。

(回答) 日本側チームにおいて、中間評価は原則実施しませんが、事後評価は行います。ドイツ側チームと合同で行うかどうかは未定です。なお、研究成果の報告会等をドイツ側チームと合同で実施する場合があります。

以上